

○愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）が外国の大学等との間で行う研究者の短期間の学術教育交流について必要な事項を定める。

(交換研究者)

第2条 外国の大学又は研究機関等（以下「外国の大学等」という。）と本学との間で交流する研究者（以下「交換研究者」という。）は、次の各号に定める者をいう。

(1) 本学から外国の大学等に派遣され、研究、調査又は教育に従事する者

(2) 外国の大学等から受入れ、本学において研究、調査又は教育に従事する者

(実施計画)

第3条 年度ごとの実施計画の策定は、研究委員会で立案し、大学協議会において決定する。

(滞在期間及び人員)

第4条 交換研究者の派遣及び受入の滞在期間は、原則として2ヵ月以内とし、年間の交流人員は派遣交換研究者・受入交換研究者それぞれ4名以内とする。

(派遣交換研究者の募集及び決定)

第5条 派遣交換研究者の募集は、実施計画に基づき派遣年度の前年の10月に行う。

2 派遣交換研究者を希望する者は、所属の学部長及び短期大学部長に研究教育計画書（様式第1）を提出しなければならない。

3 派遣交換研究者は、所属教授会の推薦により研究委員会の議を経て、大学協議会において決定する。

(派遣交換研究者の処遇)

第6条 派遣交換研究者の処遇は、別に定める。

(受入交換研究者の資格)

第7条 受入交換研究者は、本学の教授、准教授に相当する教育・研究上の業績を有する者とする。

(受入交換研究者の受諾)

第8条 外国の大学等から交換研究者の申出があったときは、研究委員会において受入交換研究者の経歴、研究課題及び使用外国語習熟度等を審査し、当該受入機関（各教授会、各研究科委員会、各研究所所員会議等）に推薦する。

2 学長は、当該受入機関の審議結果に基づき外国の大学等に対して受入の可否を通知する。

(受入交換研究者の処遇)

第9条 受入交換研究者の処遇は、別に定める。

(交換研究者に関する事務)

第10条 交換研究者の派遣、受入に関する事務は、研究支援課又は総務課及び国際交流課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、1989年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。